

緊急通報装置設置事業 調査票 (1)

市町名	広島市	呉市
所属名	高齢福祉課福祉係	介護保険課高齢福祉グループ
担当者名	福本	大村
電話番号	082-504-2145	0823-25-3139
メールアドレス	korei@city.hiroshima.lg.jp	kaigo@city.kure.lg.jp

事業内容

受託業者	周南マリコム株式会社	和興通信工業 株式会社
契約年数	・固定型通報機器については長期継続契約(平成28年8月17日～令和2年9月30日) ・携帯型通報機器については令和元年7月2日～令和2年3月31日まで	単年契約(随意契約)
設置台数 (令和元年11月1日現在)	固定型通報機器 872台 携帯型通報機器 35台	801台
契約機器	①固定型通報機器置本体(固定電話型あんしん電話)とペンダント型発信機のセット ②携帯型通報機器本体(携帯電話型あんしん電話)	通報装置本体・ペンダント型無線送信機
対象者	市内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者で緊急通報機器を正しく操作することができるものとする。 (1) 病弱等のため日常生活において特に注意を要する高齢者(以下「病弱な高齢者」という。)又は重度身体障害者のみで構成される世帯に属する者 (2) 前号に規定する世帯に準ずる世帯として、広島市あんしん電話設置事業実施要領に規定する世帯※に属する病弱な高齢者又は重度身体障害者 ※ 病弱な高齢者又は重度身体障害者と、次のいずれかの人のみにより構成される世帯。 (1) 療育手帳OAまたはAを所持する者 (2) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者	呉市内に在住のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯。 ※子どもと同居の場合でも、子どもが障害をお持ちで通報が難しい場合は認めている。
新規設置費用	①固定型通報機器本体(固定電話型あんしん電話)とペンダント型発信機のセット	本体 1件 60,000円(税抜) データ投入 1件 5,000円(税抜)
委託料(保守・点検料)	1件当たり (1) 緊急通報受信対応に係る費用 289円(税抜) (2) 相談、駆け付け及び定期的な声かけ対応に係る費用、緊急通報機器保守料及び緊急通報機器の賃借料(設置、移転又は撤去に係る工事料を含む)	センター機器保守料 年額 360,000円(税抜) 端末保守管理費 月額 1件 720円(税抜) 本体電池交換 4年毎 1件 6,000円(税抜) ペンダント電池交換 2年毎 1件 3,000円(税抜)
撤去費用	1,241円(税抜)	利用者が撤去なら無料。業者に委託した場合は、利用者が3,000円(税抜)を支払う。
利用料負担金額	別表参照	設置時に6,600円を業者に本人が支払う。生活保護世帯は無料。それ以外の保守やメンテナンス費は市が負担。緊急通報装置が故障した場合、又は移設もしくは廃止する場合の経費は本人負担。
利用者負担金の徴収方法	年数回に分けて委託業者が徴収。差し引いた委託料を市へ毎月請求。	設置時に委託業者が徴収。
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	利用申請書に、市が費用負担の決定に当たり、市民税課税状況や生活保護需給状況を調査・確認することに同意する旨の記載を設けている。毎年6月頃に課税の現況確認を行っている。	緊急通報装置等給付事業申請書兼確約書に、所得調査に関する同意文を記載している。
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	徴収ミスが起こらないよう、委託業者側で十分チェックを行ってもらっており、トラブル等は特に起こっていない。	現在トラブルになったことはない。
現状の課題	・一人暮らしの高齢者の増加により、協力員の確保が難しくなっている。 ・対象者を病弱な状態である方に限定しているため、現時点で健康ではあるが独り身で、家で倒れた際等に備え使用したいという方の利用について検討すべきという意見を頂いた。 ・本市の当該事業は自宅における緊急時の対応をするものであるが、外出先等自宅外での緊急時に対応できる通報機器を使用したいという意見を頂いた。 ・固定型通報機器についての契約が令和2年9月末までのため、来年度委託業者の選定を行う。 ・携帯型通報機器についての契約は令和2年3月末までのため、来年度の委託業者選定を今年度中に行う。	・高齢化により、協力員が亡くなっており、新しい協力員がいらない人が増えてきている。 ・利用者が死亡しても、同居の親族が利用していることや、他の家に取り付けられたために、通報があっても何処からの通報か分からないことがある。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期		未定
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	令和2年9月に契約期間が終了するので、10月以降の契約を単年度契約とし、ICTの導入を検討する。(長期契約では中途の変更が困難のため)	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (2)

市町名	竹原市	三原市
所属名	健康福祉課 介護福祉係	高齢者福祉課
担当者名	中島	中川
電話番号	0846-22-7743	0848-67-6055
メールアドレス	fukushi@city.takehara.lg.jp	kaigo@city.mihara.lg.jp

事業内容

受託業者	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約年数	単年契約(平成20年度～)	長期契約(H29.8～R2.9)
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	103台	213台
契約機器	・固定型(通報装置本体・ペンダント型無線送信機) ・携帯型(モバイル版緊急通報装置)	固定電話タイプ・携帯型緊急通報通話装置
対象者	市内に住所を有する者で、次のいずれかに回答する者とする。 (1)おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 (2)おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者 (3)身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する身体障害者 (4)その他市長が特に必要と認める者	市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、心身が虚弱なため日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあるもの。 (2)市長が特に必要と認める者
新規設置費用	なし	0円
委託料(保守・点検料)	固定型 2,246円(税込) 携帯型 2,756円(税込)	固定:1,298円, 携帯型:1,274円(どちらも税抜) (設置翌月から撤去月まで1月1件あたり)
撤去費用	固定型 2,246円(税込) 携帯型 2,756円(税込)	0円(撤去月の委託料に含まれる)
利用料負担金額	・生活保護, 市民税非課税世帯 0円 ・市民税課税世帯 1,300円 (別途, 保守点検料として, 固定型 510円 携帯型 1,018円)	固定:602円, 携帯型:926円(どちらも税抜)
利用者負担金の徴収方法	・市負担金(1,300円)は、毎月市が徴収 ・保守点検料(510円・1,018円)は業者が徴収	隔月に委託業者が徴収。
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	・利用申請書の同意事項に、負担額決定に関する所得調査項目あり。 ・毎年6月に所得を確認し、7月に利用者へ通知する。	包括より機器の種類、利用料等の説明を行ったうえ、利用申請書を提出してもらう。
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	・負担金等が必要なことを説明し、理解され申請されており、今のところトラブルはない。	未払い等の相談はない。10月から消費税分を増額したが、苦情等はなかった。 申し込み時に、機器を故意に破損したり紛失した場合は利用者に実費相当額を負担してもらう旨などを記載した「利用確認書」に署名してもらっている。
現状の課題	・現在の登録者の高齢化等により、死亡や施設入所等が増え、新規申請者があっても全体的に減少傾向となっている。 ・近隣住民の高齢化や付き合いなどが無い等により、協力員の確保が難しいと言われるケースがある。	・近所との関わりが薄く、協力員の確保に苦慮するケースがある。 ・協力員も高齢であり、駆けつけ対応に不安がある。 ・認知症などで電話の使い方や充電の必要性を理解できず、活用できていない利用者がいる。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	現時点で見直しは予定していない。	令和2年上半旬にプロポーザル
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (3)

市町名	尾道市	福山市
所属名	高齢者福祉課高齢者福祉係	高齢者支援課いきがい支援係
担当者名	泉	
電話番号	0848-38-9137	084-928-1064
メールアドレス	k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp	

事業内容

受託業者	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	NTT
契約年数	単年契約	単年契約
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	206台	450台
契約機器	通報装置本体・ペンダント型無線送信機	通報装置本体・ペンダント型無線送信機
対象者	市内に住所を有し、装置が必要と思われるおおむね65歳以上の一人暮らし及びこれに準ずる世帯の高齢者。 (65歳以下の身体障害者については他課が実施している。)	65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に属する者
新規設置費用	一台2,255円(税込)	1件43,560円(税込)、※移設の場合10,560円(税込)
委託料(保守・点検料)	業者所有:一台1,605円(税込) 市所有:一台1,020円(税込)	0円
撤去費用	一台2,255円(税込)	0円
利用料負担金額	業者所有機器利用者:月額650円 市所有機器利用者:月額500円	なし※電話回線通信料は利用者負担
利用者負担金の徴収方法	年に2回(1月と7月)に委託業者が利用者からまとめて先払いの口座引き落としで徴収。	なし※電話回線通信料は利用者負担
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	課税状況は要件としていない。貸与後は利用者や関係者からの自己申告以外は、継続して対象者になるかどうかの定期的なチェックはしていない。	なし
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	委託業者による半年分まとめでの口座振替のため、徴収過程において市が関与することはほとんどない。何かあれば相談があるが、特段大きなトラブルはない。中途解約があれば、事後清算で利用者へ振り込まれるようになっている。負担金額が変更になる時は利用者への通知等は必要と思われる。	なし
現状の課題	・利用状況はほぼ横這い。(若干減ってきている。) ・近隣住民の協力員の確保ができないケースもある。 ・夜中など協力員の協力が得られないこともある。 ・知らない間に県外へ転出し連絡が取れない場合など、機械の回収に苦慮しているケースがある。	・通報先は、利用者が指定するため、身寄りのない方については、緊急通報先がない場合がある。その場合、民生委員やケアマネ等が通報先になっているが、近所でないため、対応が遅れる場合がある。近年、増加傾向にある。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	利用者負担金を令和2年4月1日から改定する予定。	未定
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (4)

市町名	府中市	三次市
所属名	介護保険課長寿さぼ〜と係	福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係
担当者名	奥谷	今井
電話番号	0847-40-0223	0824-62-6145
メールアドレス	kaigo@city.fuchu.hiroshima.jp	koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp

事業内容

受託業者	周南マリコム株式会社	株式会社チュウセツシステム
契約年数	3年(平成31年4月～)	単年度契約
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	66台	1,443台(平成16年度[市町村合併]以降)
契約機器	通報装置本体・ペンダント型無線送信機	【給付】通報装置本体(ペンダント型無線送信機は希望された場合に利用者負担で設置)
対象者	一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者	市内に住所を有し、身体が虚弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)おおむね65歳以上のひとり暮らしの者 (2)おおむね65歳以上の寝たきり高齢者又はこれに準ずると市長が認めた者を抱える高齢者のみの世帯 (3)身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その身体障害者手帳に記載されている等級が1級から3級までのひとり暮らしの重度身体障害者 (4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
新規設置費用	委託料に含む	1件 38,000円(税抜)
委託料(保守・点検料)	1件月額944円(税込)	利用者負担
撤去費用	委託料に含む	利用者負担
利用料負担金額	通報機器の設置に要する費用は、利用料負担金シートのとおり。 通報機器の維持管理及び保守に要する経費は、月額500円。	【給付】利用者負担額は別表の階層区分による(設置費用額が上限)
利用者負担金の徴収方法	通報機器の設置に要する費用は、市へ納付書にて支払う。 通報機器の維持管理及び保守に要する経費は、委託	設置時に委託業者が徴収。差し引いた設置費用を市へ請求
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	新規申請時に税務課の課税データを確認。	利用申請書へ、所得税額等を確認することについて承諾する旨を記載し、申請の都度確認
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	今のところ特に問題となることはない。	事前相談時や利用申請書提出時に、別表の階層区分に応じ利用者負担があることを説明している
現状の課題	・協力員に民生委員がなっていており、理解を得ることと負担の軽減が課題であると考え。 ・機器を貸与と給付に分けた制度設計であり、わかりにくい。 ・自己負担金が高額であること。	・給付のため、設置後の機器管理や保守点検は利用者負担となっているが、バッテリー交換がされておらず度々エラー通報が発生するケースがある。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	委託業者は令和3年度末に見直し予定	入札による単年度契約のため、落札業者・金額による
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (5)

市町名	庄原市	大竹市
所属名	生活福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係	地域介護課介護高齢者係
担当者名	石田	山近
電話番号	0824-73-1165	0827-59-2144
メールアドレス	kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp	chi-kaigo@city.otake.lg.jp

事業内容

受託業者	周南マリコム株式会社 (本社: 山口県周南市入船町2-3) (広島営業所: 広島市西区南観音1-10-8)	大阪ガスセキュリティサービス株式会社
契約年数	単年契約 ※購入業者 ~H25年度 西日本電信電話(株) H26年度~ 周南マリコム(株)	5年
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	給付台数 1,118 台 死亡・転出等による撤去 ▲ 509 台 実際の使用台数 609 台	243台
契約機器	通報装置本体・ペンダント型無線送信機	固定型機器, 緊急通報専用携帯電話端末
対象者	市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者でおおむね3名の協力員が確保できる者とする。 (1) おおむね65歳以上の虚弱で健康に不安のあるひとり暮らし世帯又は高齢者のみ世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する高齢者。 (2) 身体障害者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する身体障害者。 (3) その他市長が特に必要と認める者。	市内に居住する緊急時における連絡が困難なひとり暮らし世帯の者等(同居人はいるが、昼間又は夜間にひとり暮らし世帯の者と同様の状態になる者を含む。)であって、次の各号のいずれかを満たすものとする。(1) おおむね65歳以上の高齢者で、日常生活に注意を要するひとり暮らしの者(2) 75歳以上の高齢者のみの世帯の者で、日常生活に不安を感じている者(3) その他の事情により、サービスが必要な者(障害者のひとり暮らし等)
新規設置費用	SL-11号BOXセット @56,800円/1台(税抜)	委託料1,200円(税抜)の中に含む
委託料(保守・点検料)	用具の使用に係る料金又は保守管理に要する経費は、全て用具の給付を受けた者の負担とする。	1件1,200円(税抜)
撤去費用		委託料1,200円(税抜)の中に含む
利用料負担金額	(別表のとおり)	月400円(生活保護世帯は除く。)
利用者負担金の徴収方法	給付決定通知書に併せて納付書を送付。設置からおおむね1ヶ月以内を目処に最寄の金融機関等で納付を依頼。	委託業者が直接徴収。委託料から自己負担金を差し引いた金額を市へ毎月請求。
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	給付申請書に課税台帳閲覧承諾に係る項目あり。申請は閲覧承諾があることを前提に受理。申請受理後、課税台帳の閲覧により負担額を決定。	新規利用申請時に生活保護受給の有無を申請書で申し出る。
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	申請者の大半が負担率0%であり、負担金徴収のケースがほとんどない。また、徴収の場合も、納付書送付後、遅滞なく納付いただいており、滞納・トラブル等の事例もない。	・令和元年4月から入札で業者変更したため、口座登録依頼書の提出が必要だが返送がない。 ・新規委託業者は農協が使えないので、年金引き落としを農協にしている人が困っている。
現状の課題	・山間部で孤立した方などは、付近に民家も少ないことから、協力員の確保が困難。 ・協力員は1人から2人が多く、担当民生委員が協力員になれるケースが多い。 ・給付者が死亡・転出等された場合等の、撤去・廃止実態がつかみにくい。(親族から廃止届が提出されない場合がほとんど。)	・孤立化している人は協力員の確保が難しい。 ・認知症の人は、機器操作が困難 ・協力員の変更がある場合は届け出てもらおうとしているが、不十分である。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	・物品購入に係る業者決定は見積競争により決定している。 ・負担金徴収割合の見直し予定なし	令和5年度に業者選定する予定
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	検討する	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (6)

市町名	東広島市	安芸高田市
所属名	地域包括ケア推進課高齢福祉係	健康長寿課高齢者生活支援係
担当者名		益田
電話番号	082-420-0984	0826-47-1281
メールアドレス		kenkochoju@city.akitakata.jp

事業内容

受託業者	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	中国ブロードバンドサービス株式会社
契約年数	5年	単年契約(平成26年度～) 以前は自動更新としていたが、平成30年度から年度ごとに再契約している。
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	188台	125台
契約機器	通報装置本体・ペンダント型無線送信機	IP告知端末に緊急通報機能ボタンを追加
対象者	市内に住所を有し、装置が必要と思われる65歳以上の一人暮らし及びこれに準ずる世帯の高齢者。	市内に住所を有し、在宅の(40歳以上の)介護保険の被保険者(生活保護被保護者を含む)のうち、次のいずれかに該当する者。 (1)ひとり暮らしの(65歳以上の)高齢者世帯 (2)ひとり暮らしの(2級以上の)身体障害者世帯 (3)身体障害者又は高齢者のみにより構成される世帯
新規設置費用	0円	1件5,000円(税抜)※機能設定料。 IP告知端末設置および回線契約費用は全額自己負
委託料(保守・点検料)	月額1,529円(税込)※非課税世帯は市が負担	なし ※機能利用に対する部分。
撤去費用	0円(委託料に含む)	なし ※機能利用に対する部分。IP告知端末の撤去および回線契約解除費用については別途全額自己負
利用料負担金額	月額1,529円(税込)※課税世帯は利用者が負担	なし ※機能利用に対する部分。 IP告知端末の基本料は全額自己負担。
利用者負担金の徴収方法	口座振替	-
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	申請時に確認	-
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	なし	機能追加(設定)時の負担のみであり、特に事例はない。
現状の課題	なし	・新規申請者がいない。 ・協力員のデータ更新が不十分。また、長期不在者等の状況が把握できていない。 ・IP告知端末への機能ボタン追加のみであり、端末から離れている場合には対応できない。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	未定	特になし
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	議論が始まっている。今後具体的な協議に入る。

緊急通報装置設置事業 調査票 (7)

市町名	廿日市市	江田島市
所属名	高齢介護課高齢介護グループ	福祉保健部高齢介護課
担当者名		岡原健郎
電話番号		0823-43-1651
メールアドレス		kaigo@city.etajima.hiroshima.jp

事業内容

受託業者	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約年数	単年契約	単年契約(平成18年度～)双方から申し出がない場合は更に1年延長
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	238台	33台
契約機器	通報装置本体・ペンダント型無線送信機	緊急通報装置, ペンダント型送信機
対象者	市内に住所を有し、装置が必要と思われる65歳以上の一人暮らし及びこれに準ずる世帯の高齢者。	市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの者、高齢者のみの世帯及び18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、その手帳に1級又は2級と記載された者で、身体が虚弱なため日常生活において、特に注意を要する者。 ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
新規設置費用	2,035円/台(税込)	8,800円/台(税込)
委託料(保守・点検料)	市民税:非課税世帯の者:月額116円(税込) 市民税:課税世帯の者:月額1,156円(税込)	月額2,200円/台(税込)
撤去費用	0円	委託料に含む。
利用料負担金額	市民税:非課税世帯の者:月額116円(税込) 市民税:課税世帯の者:月額1,156円(税込)	世帯の課税状況等に応じて委託料の一部負担あり ・前年度課税所得者:月額1,100円(税込) ・非課税所得者:月額220円(税込) ・生活保護世帯:利用者負担なし
利用者負担金の徴収方法	年1回、1年分口座振替払	毎月、委託業者が利用者から徴収し、市負担金については、市に請求。
利用者負担額の決定に伴う確認方法 (課税状況の確認方法、頻度など)	申請時に確認	課税状況について、利用者の同意を得た上で調査し、毎年7月に利用者負担額を変更、決定する。
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	なし	前年度課税所得者の利用者負担額が大きいため、利用者から金額について、説明を求められることがあった。 課税状況に基づき利用者負担額を決定していることを丁寧に説明するよう心掛けている。
現状の課題	・緊急通報先は、各自で確保するが、身寄りがいない方などは、ALSOK(アルソック)の警備員となる。警備員は契約上、身体に触れることができないため、緊急時の対応ができない。	・1人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が増加しているものの、緊急通報システムの認知度が低い。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	未定	委託業者について現時点では変更予定なし。
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	平成26年から31年度まで、ICT事業を市社協へ業務委託。現在は社協の独自事業として継続。対象者4名。24時間センサーが作動しなかった場合、社協が駆

緊急通報装置設置事業 調査票 (8)

市町名	府中町	海田町
所属名	高齢介護課高齢者福祉係	長寿保険課長寿係
担当者名	岡崎	品川
電話番号	082-286-3256	082-823-9609
メールアドレス	kkaigo@town.hiroshima-fuchu.lg.jp	choujuu@town.kaita.lg.jp

事業内容

受託業者	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約年数	5年の長期継続契約(平成29年度～)	単年契約
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	112台	27台
契約機器	①通報装置(固定タイプ)・ペンダント送信機 ②通報機器(携帯タイプ)	通報装置本体・ペンダント型無線送信機
対象者	町内在住で、次のいずれかに当てはまる人 (1)おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人 (2)身体障害者手帳1～3級の所持者のみの世帯の人 (3)一日の大半を(1)(2)に当てはまる人のみで生活する人	町内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者で、病弱等日常生活において特に注意をする者。 ①65歳以上のひとり暮らしの者 ②65歳以上の高齢者世帯の者 ③重度身体障害者(1級・2級)でひとり暮らしの者 ④65歳以上高齢者及び重度身体障害者(1級・2級)のみの世帯の者
新規設置費用	0円	0円
委託料(保守・点検料)	755円(税込) 機器を設置した日の属する翌月から撤去した日の属する月まで支払	町民税課税世帯の者:委託料なし 町民税非課税世帯の者:月額2,660円(税抜)
撤去費用	0円	0円
利用料負担金額	一律400円(税込)	町民税課税世帯の者:月額2,660円(税抜) 町民税非課税世帯の者:利用者負担なし
利用者負担金の徴収方法	委託業者が6ヶ月毎の口座振替で徴収。新規利用申請時に口座振替依頼書を提出してもらう。	年数回に分けて委託業者が徴収。差し引いた委託料を町へ毎月請求(予定)
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	なし	申請時に課税状況を確認
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	なし	なし
現状の課題	・利用者が減少している。 ・協力員を原則2名お願いしているが、協力員になってもらえる人がおらず、民生委員1名が協力員になるケースが増えている。 ・災害時の利用者支援体制が整っていない。	なし
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	令和3年度中に見直し予定。	なし
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (9)

市町名	熊野町	坂町
所属名	高齢者支援課	保険健康課 介護高齢者係
担当者名	三村	山本 怜未
電話番号	082-820-5605	082-820-1504
メールアドレス	korei@town.kumano.lg.jp	kenkou@town.saka.lg.jp

事業内容

受託業者	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約年数	単年契約	単年契約
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	62台	18台
契約機器	・固定電話設置型機器(受信装置とペンダント型発信装置) ・携帯電話型機器	緊急通報装置本体・ペンダント型無線送信機
対象者	熊野町内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯(65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む世帯)で、身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する者 (2) 65歳以上の高齢者で構成されている二人世帯(一方が65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む世帯)で、どちらか一方が寝たきり、又は認知症の状態にあり、かつ、他方が身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者 (3) 重度身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者のうち、その障害の程度が2級以上の者)でひとり暮らしの者	町内に住所を有する者のうち、次の要件に該当する者で、緊急通報機器を正しく操作することができる者。ただし、同一世帯内で既に緊急通報装置の利用をしている者がいる場合はこの限りでない。 (1) 高齢者のうち、病弱等のため日常生活において特に注意を要する者で一人暮らしの者。 (2) 65歳以上の高齢者で構成されている二人世帯(一方が65歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む)で、どちらか一方が寝たきり、または長期入院等で実質一人暮らしの状態であり、日常生活上注意を要する者。 (3) 重度身体障害者で一人暮らしの者。 (4) 重度身体障害者又は、病弱な高齢者により構成される世帯に属する者。 (5) その他 町長が特に認めた者。
新規設置費用	無料	委託料に含む
委託料(保守・点検料)	生活保護世帯:3,080円 福祉連携住宅(県営熊野住宅2号館緊急通報システム設置部屋)入居者:3,080円 上記を除く設置者:2,680円	1件2,580円(税込)
撤去費用	無料	委託料に含む
利用料負担金額	生活保護受給者:無料 福祉連携住宅(県営熊野住宅2号館緊急通報システム設置)入居者:無料 上記を除く設置者:400円	町県民税非課税世帯の個人負担金については、1台あたり月額500円、町県民税課税世帯の個人負担金については、1台あたり月額3,080円
利用者負担金の徴収方法	年2回に分けて委託業者が金融機関からの引き落とし、徴収する。..差し引いた委託料を町へ毎月請求。	利用者が受託者に直接支払う。
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	・生活保護世帯かどうかの確認を、町の福祉事務所に照会。 ・福祉連携住宅(県営熊野住宅2号館緊急通報システム設置)入居者:入居時、県住宅課から連絡あり。	新規利用申請時に課税調査の承認を得て、課税状況の確認を行う。 継続利用者は毎年6月に賦課決定後、課税台帳の確認を行っている。
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	事前に、利用料について説明しており、トラブルになったことはない。	トラブル等は発生していないが、課税状況により、自己負担金が増えた場合の対応について、注意が必要である。
現状の課題	・駆けつけ可能な協力員2名の確保。 ・協力員の高齢化や状況変化による対応困難(協力員のデータ更新が不十分) ・携帯電話型:充電切れ後の再起動時の手順が、利用者に理解しにくい。	・地域包括支援センターや民生委員の訪問活動の中で周知をしてもらっているが、広報啓発などが積極的に行っていない。 ・一度、委託業者を決定してしまうと、装置変更などを考慮し、別の委託業者に変更することは考えにくい。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	未定	未定
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (10)

市町名	安芸太田町	北広島町
所属名	福祉課社会福祉係	保健課
担当者名	加藤	
電話番号	0826-25-0250	
メールアドレス	t.katou@akiota.jp	

事業内容

受託業者	周南マリコム株式会社	株式会社シーモス
契約年数	5年契約(令和2年度～) ※令和元年度までALSOKあんしんケアサポート株式会社…契約期間満了により業者変更	3年契約
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	112台	250台
契約機器	通報装置本体・ペンダント型無線送信機 ※令和2年度から、ICT新規導入	通報装置本体・ペンダント型無線送信機
対象者	町内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者で、緊急通報機器を正しく操作することができる者。 (1)高齢者のうち、病弱等のため日常生活において特に注意を要する者でひとり暮らしの者 (2)重度身体障害者でひとり暮らしの者 (3)重度身体障害者又は病弱な高齢者のみにより構成される世帯	町内に住所を有する者で、 (1)おおむね65歳以上の独居世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者 (2)町長が特に必要と認める者
新規設置費用	1件10,000円(税抜)	
委託料(保守・点検料)	1件1,610円(税抜)	・リース料: 1件1,000円(税込) ・保守点検料: 年額300,000円 ※町の全額負担
撤去費用	0円	
利用料負担金額	現在利用者負担なし。 令和2年10月より、設置と撤去は町が負担。毎月の委託料は生活保護世帯0円、それ以外の世帯400円程度を負担してもらう予定	0円
利用者負担金の徴収方法	年数回に分けて委託業者が徴収。差し引いた委託料を町へ毎月請求(予定)	なし
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	新規利用申請書へ、所得調査に関する同意書の項目を追加し、毎年6月に所得を確認する(予定)	なし
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	来年度から利用者へ負担金を求めることとしているが、すでに設置している利用者への説明など、理解してもらえないか不安である。	なし
現状の課題	・人口減により年々利用者が減少している。 ・高齢化により協力員の確保が困難になっており、利用者同士で協力員になるケースが増えている。 ・委託業者からは年に1度の動作確認の電話しかないで、協力員のデータ更新が不十分である。同様に、長期不在者の状況を把握しづらい。	・協力員のなり手不足により、設置者同士が協力員になるケースがある。 ・民生委員が複数人の協力員を掛け持ちされており、民生委員への負担が大きい。 ・緊急通報先への誤報が多い
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	令和2年度から業者変更	5年の長期契約を3年に短縮した。
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	令和2年度からICT導入。令和元年度にプロポーザルで、周南マリコムと契約。	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (11)

市町名	大崎上島町	世羅町
所属名	福祉課福祉指導係	高齢者地域包括支援係
担当者名	小川	高橋
電話番号	0846-62-0301	0847-25-0072
メールアドレス	shidou01@town.osakikamijima.lg.jp	fukushi@town.sera.hiroshima.jp

事業内容

受託業者	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約年数	5年契約(令和元年10月1日～令和6年3月31日)	単年契約(平成19年度～)13年契約継続
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	71台	52台
契約機器	通報装置本体・ペンダント型無線送信機	通報装置本体・ペンダント型無線送信機・火災センサー
対象者	町内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯(70歳未満の者であって特に必要があるとみとめられるものを含む世帯)で、身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者 (2) 70歳以上の高齢者で構成されている二人世帯(一方が70歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む世帯)で、どちらか一方が寝たきり、又は認知症の状態にあり、かつ、他方が身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者 (3) 重度障害者(身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者のうち、その障害の程度が2級以上の者)でひとり暮らしの者	町内に住所を有する者で、 (1) おおむね65歳以上の独居世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者 (2) 町長が特に必要と認める者
新規設置費用		なし
委託料(保守・点検料)	2,750円/台/月(税込)	1件:1,419円(税抜) * 新規設置費用・撤去費用 含む
撤去費用		なし
利用料負担金額	なし	新規設置月は無料。翌月より負担金発生。 1か月につき 619円(税抜) * 課税・非課税に関係になく徴収
利用者負担金の徴収方法	なし	年2回に分けて口座引き落としにより、委託業者が徴収。
利用者負担額の決定に伴う確認方法(課税状況の確認方法、頻度など)	なし	なし
利用者から負担金を徴収するにあたり、気を付けていることや、実際にトラブルになった事例などあれば教えてください。	なし	なし
現状の課題		・携帯電話の普及等により年々利用者が減少している。 ・高齢化により協力員の確保が困難になっている。ケアマネジャーや民生委員にお願いすることも。
今後、委託業者や利用者負担金額の見直しの予定とその時期	なし	現段階では予定無し
ICT(見守りセンサー等)の活用・方向性	今のところ議論なし	今のところ議論なし

緊急通報装置設置事業 調査票 (12)

市町名	神石高原町	
所属名	まちづくり推進課	
担当者名		
電話番号		
メールアドレス		

事業内容

受託業者	NECかがやきネットケーブルテレビ事業で設置した 住民告知端末を活用(あんしん通知機能の活用)	
契約年数	なし	
設置台数 (令和元年11月1日 現在)	住民告知端末設置3,290世帯のうち、あんしん通知機 能の申込者(任意)273世帯(申込率:8.3%)	
契約機器	※既存の住民告知端末(「あんしん通知」機能)を活用	
対象者	テレビ電波の難視聴対策事業として平成22年に全世 帯にケーブルテレビと、光回線を活用した住民告知端 末を設置した。当該あんしん通知機能は、住民告知端 末に付属するオプション機能プランであり、希望者の み申請し利用できる。	
新規設置費用	なし	
委託料(保守・点検料)	なし	
撤去費用	なし	
利用料負担金額	なし	
利用者負担金の徴収 方法	なし	
利用者負担額の決定 に伴う確認方法(課税 状況の確認方法、頻 度など)	なし	
利用者から負担金を 徴収するにあたり、気 を付けていることや、 実際にトラブルになっ た事例などあれば教 えてください。	なし	
現状の課題	・あんしん通知は、最大5人へ同時に緊急通知が届く が、10年前に契約した場合など、通報の相手方が不 明の場合もあり、不審な通報を受けた相手方から、登 録抹消の申し出が増加している。	
今後、委託業者や利 用者負担金額の見直 しの予定とその時期		
ICT(見守りセンサー 等)の活用・方向性	コロナ交付金の活用でICT導入を検討したが、駆けつ け体制について協議が難航し、現在検討は中断。引 き続き協議。	